令和７年度舞鶴公園樹木等管理業務委託の公募型指名競争入札参加要領

公益財団法人福岡市緑のまちづくり協会（以下「協会」という。）は、令和７年度舞鶴公園樹木等管理業務委託について、以下のとおり公募型指名競争入札を行います。

１　業務概要

（１）委託件名及び予定価格等

令和７年度舞鶴公園樹木等管理業務委託

　　　予 定 価 格　　７４，６３３，９００円（消費税及び地方消費税相当額を含む。）

　　　最低制限価格 　６３，４３８，８１５円（消費税及び地方消費税相当額を含む。）

（２）業務内容

舞鶴公園の樹木及び公園施設に関する管理業務委託

|  |  |
| --- | --- |
| 樹木管理 | * マツ剪定 * ウメ剪定 * ツツジ刈込 * フジ剪定・花がら摘み・施肥 * 高木剪定・撤去 * 寄植刈込 |
| 芝生地管理 | * 芝刈（３連モア・ロータリーモア） * 除草 |
| 除草 | * 手取り除草 * 肩掛式機械除草 * ハンドガイド式機械除草 |
| 陸上競技場管理 | * フィールド管理（芝刈、目土、ｴｱﾚｰｼｮﾝ、ﾊﾞｰﾁｶﾙｶｯﾄ、施肥、除草剤散布、殺菌剤散布） * スタンド管理（草刈り） |
| 球技場管理 | * グランド管理（定期管理、通常管理） * スタンド管理（草刈） |
| 野球場管理 | * グランド管理（定期管理、通常管理、草刈） |
| 庭球場管理 | * コート管理（日常管理） |
| 巡回管理 | * 施設点検 |
| その他の管理 | * 濠清掃 * 枯れハス除去 * ヨシ刈り取り * 浮草除去 * 側溝・排水桝清掃 * 定期清掃 * 日常清掃 |

（３）実施場所　　福岡市中央区城内１番地内

（４）履行期間　　令和７年４月１日から令和８年３月３１日まで

２　申請書及び資料を提出できる者

　次に掲げる全ての要件（以下「公募要件」という。）を満たす者とする。

（１）「令和４・５・６年度 福岡市・水道局・交通局 競争入札有資格者名簿」に区分：工事、業種：造園A・B・Cランクにおいて、希望順位：１位で登載されている者。かつ、本掲示日から提出期限日までの間に福岡市競争入札参加停止等措置要領に基づく競争入札参加停止の措置を受けている期間がないこと又は本協会において同様の措置を受けている期間がないこと。

（２）福岡市内に本店を有している者

（３）地方自治法施行令第167条の4に該当するものでないこと。

（４）会社更生法に基づき更生手続き開始の申し立てがなされている者又は民事再生法に基づき再生手続き開始の申し立てがなされている者（手続き開始の決定がなされ、競争入札参加資格の再認定を受けた者を除く。）等、経営状態が著しく不健全であると認められる者でないこと。

（５）市税を滞納していない者

（６）消費税及び地方消費税を滞納していない者

（７）直近２か年の年商の平均が、７千４００万円以上ある者

（８）本業務と同種の業務（都市公園等の樹木等管理（年間管理業務に限らない））を行った実績を、過去10年の間に３回以上有すること。

（９）業務のうち「造園（樹木管理、除草等）」に関するものは、自社の社員で行えること。

　　　なお、夏季の除草など一時的に多数の人員（20人以上）を必要とする作業の際にも、自社の社員（うち、造園作業の実務経験３年以上の者を10人以上含むこと）で対応すること。

複数の者で構成する共同事業体（以下「コンソーシアム」という。）の場合は、コンソーシアム構成員の社員で行えること。

体育施設の管理（芝生管理、除草等に関するものを除く）など「造園」以外の業務については、他者へ下請け、協力依頼することも可。

（10）造園施工管理技士資格を有する技術者を配置できること。

（11）乗用式芝刈り機（３連モア以上）を有すること（借り上げも可）。

（12）コンソーシアムとして申請する場合の留意事項

　　　① 別途提示するコンソーシアム協定書のひな型（様式第５号）をもとに、締結予定のコンソーシアム協定書（以下「協定書」という。）を提出すること。なお、申請時点では構成員の記名捺印は必須ではないが、最終的に契約予定者に決定された場合は、全ての構成員が記名捺印した協定書を提出する必要があること。ただし、法人登記の必要はない。

　　　② 今回の公募においては、一つのコンソーシアムに属する構成員は、今回の公募に係る他のコンソーシアムに重複して属することはできない。また、一つのコンソーシアムに属する構成員が別途、単体で今回の公募に参加することもできない。

　　③ コンソーシアムに属する全ての構成員は（１）～（６）を満たすこと。

　　④ コンソーシアムを代表する者は（７）と（８）を満たすこと。

　　⑤ コンソーシアム又はその代表となる者が契約予定者と決定された場合は、適格請求書発行事業者登録番号による請求等の事務手続きを行うこと。

（13）一業者一受注とし、本件を受注する予定の者は、本件の見積合わせ終了後に、当協会が発注する各区の「街路樹等管理業務委託」および「東平尾公園樹木等管理業務委託」、

ならびに福岡市が発注する各区の「公園等管理業務委託」の入札に参加できない。なお、コンソーシアムにあっては、上記「本件を受注する予定の者」を「本件を受注する予定のコンソーシアムを代表する者」と読み替える。

（14）当該契約は令和７年度の単年度契約とする。ただし、当該年度の評定が良好であった場合、翌年度の同一委託を特命随意契約により再契約できる。再契約の場合、委託者は、初年度の契約落札率等を基準に予定金額（非公表）を定め、見積合わせを行う。なお、再契約は翌年度以降４回（５年目）までとする。

　　　また、当該年度の評定が不良であった場合、翌年度の当協会が発注するすべての委託の入札に参加できない。

３　申請書及び資料の提出及び受付

（１）提出書類

　　① 公募型指名競争入札参加申請書（様式第１号）

　　　② 公募要件（８）に係る業務実績報告書（様式第２号）及び当該実績の履行証明書又は契約書の写し等の履行実績が確認できるものを添付すること。コンソーシアムの場合は、その代表となる者の履行実績とする。

　　③ 業務遂行責任者（予定者）の資格・業務経歴（様式第３号）

　　④ 配置予定社員名簿（様式第４号）

　　⑤ コンソーシアムの場合は、締結予定のコンソーシアム協定書（様式第５号）

　　　⑥ 公募要件（７）に係る直近の決算２年分財務諸表の写し（コンソーシアムの場合は、その代表となる者のみ）

（２）提出方法及び期限等

　　① 提出方法

申請書類の提出は、提出場所へ持参することとし郵送又は電送によるものは受け付けない。

　　② 提出期間

令和７年１月６日（月曜日）から令和７年１月３０日（木曜日）まで（土・日曜日を除く）の毎日午前１０時から午後４時まで（正午から午後１時までを除く）

※事前に電話連絡のうえ持参すること。

　　③ 提出場所 （公財）福岡市緑のまちづくり協会総務課　経理係　嶋田

　　　　　　　　　福岡市中央区小笹５丁目１－１（福岡市植物園緑の情報館２階）092-260-8814

（３）提出時の留意事項

　　　① 提出書類については、申請書の審査及び契約手続を行う上で必要な範囲の複製をすることがある。

　② 提出書類については、理由の如何を問わず返却しないものとする。

　③ 申請書提出後に辞退する場合は、辞退届（様式第６号）を提出するものとする。

　　④ 提出書類については、申請書の審査及び契約手続以外の目的で使用しない。ただし、福岡市情報公開条例第７条に定める非公開情報（個人情報や法人等の利益を害するおそれがある情報など）を除き、情報公開の対象になる。

　⑤ 書類の提出に係る費用は申請者の負担とする

　⑥ 提出期間後における申請書類の差し替え及び再提出は認めない。

４　指名通知等

（１）申請書類を提出した者のうち、「公募要件」を満たした者を原則として全員、当該入札に指名する。ただし、指名された場合であっても、入札時まで継続して「公募要件」を満たしていると認められない場合は、指名を取り消す。

（２）申請書類を提出した者のうち、入札に指名されなかった者に対しては、指名しなかった旨及び指名しなかった理由（以下「非指名理由」という）を書面により通知する。

５　指名通知等に対する苦情の申し立て

（１）「４（２）」の通知を受けた者は、理事長に対し非指名理由についての説明を求めることができる。

（２）非指名理由の説明を求める書面の様式は自由とし、受付は、次のとおり行う。

　　　なお、郵送又は電送によるものは受け付けない。

　　① 受付期間：「４（２）」の通知をした翌日から起算して５日を経過する日まで

　　② 受付場所：（公財）福岡市緑のまちづくり協会総務課

　　　　　　　　　福岡市中央区小笹５丁目１－１（福岡市植物園緑の情報館２階）

（３）説明を求めたものに対しては、受付期限の翌日から起算して５日を経過する日までに書面により回答する。

（４）苦情申し立ては、本件工事又は管理業務委託に係る入札・契約手続きの執行を妨げるものではない。

※以下の項目については、申請書審査の結果、入札参加資格が有るとされた者のみが対象である。

６　設計図書等の配付及び質問

（１）本件管理業務委託の入札に指名された者（以下「指名業者」という。）に対し、指名通知とあわせて、金額抜き設計書、図面、仕様書及び委託説明書（以下「設計図書等」という。）を配付する。なお、設計図書は開札時に返却すること。

　　① 配 付 日：令和７年２月６日（木曜日）から（土・日曜日を除く）

毎日午前１０時から午後４時まで（正午から午後１時までを除く）

　　② 配付場所：（公財）福岡市緑のまちづくり協会総務課

　　　　　福岡市中央区小笹５丁目１－１（福岡市植物園緑の情報館２階）

（２）設計図書等について質疑がある場合の取扱いは、委託説明書「５．質疑回答」によること。

７　現場説明会　　　現場説明会は、行わない。

８　入札の執行

（１）本件管理業務委託の入札は、郵送入札により行う。

（２）郵送に要する費用は、指名業者の負担とする。

（３）持参等の郵送以外の方法は無効とする。

（４）入札書は、指定の送付用封筒を用い、（公財）福岡市緑のまちづくり協会総務課宛に、「郵便局による書留、簡易書留が付加された通常郵便物又は総務省に認可を受けた民間事業者の行う書留サービスが付加された信書便その他の引受け及び配達の記録が残る信書便」を用いて郵送することとし、これ以外の方法による郵送入札は無効とする。

（５）入札書到着期限日の１７時までに到着しない郵送入札は無効とする。

（６）指定の送付用封筒以外を用いて郵送された入札は無効とする。

（７）到着した入札書は、書き換え、引換え又は撤回は一切できない。

（８）郵便局等の責任により、又は天災等不可抗力により入札書の到着が遅れた場合は、開札日を延期することがある。

（９）入札書を郵送する際、入札書に記載される入札金額に対応した管理業務委託費内訳書（以下「内訳書」という。）を同封すること。なお、内訳書が同封されていない入札は無効とする。

（10）内訳書の様式は自由であるが、種別（工種等）の項目ごとに金額を明示したものを内訳書として作成することとし、最後に一括して合計金額から値引きする等の調整は行わないこと。

　　　なお、明細表は省略することができる。

（11）同封された内訳書は返却しない。

（12）内訳書は、契約上の権利義務を生じるものではない。

9　契約予定者の決定

予定価格を上限とし、最低の価格をもって入札書を提出したものを契約予定者として決定する。

なお、最低金額をもって入札書を提出した者が複数ある場合は、くじにより契約予定者を決定するものとする。

10 契約の条件

（１）契約予定者としての資格喪失

契約予定者が提出した申請書等において、公募要件（１）～（12）のいずれかに虚偽記載があった場合は、契約予定者の資格を喪失し、次順位の者を契約予定者とする。

なお、コンソーシアム構成員の破産など、虚偽記載とは異なる事情により公募要件の規定を満たさなくなった場合は、直ちに協会に報告すること。この場合の資格の有無は協会が決定する。

（２）履行保証

契約締結前の別途協会が指定する期間までに、下記のいずれかの履行保証を付すること。

　① 契約保証金（契約金額の10％以上の金額）

　② 有価証券（国債又は地方債　＊電子債権は除く）

　③ 銀行等の保証（債務不履行時の損害金の支払い保証）

　④ 履行保証保険

11　その他

（１）申請書類に虚偽の記載をした場合においては、当該年度の案件はもとより次年度の案件においても失格の措置を行うことがある。

（２）開札にあたっては、参加者全員を立会人とするので必ず立会うこと。

（３）郵送入札にあたっては、指名通知時に配付する｢郵送入札について」を熟読のうえ行うこと。

（４）本業務の受託にあたっては、福岡市契約事務規則その他関係法令の定めるところに従わなければならない。

（５）本件の契約の締結については、本協会と福岡市との契約の成立を条件とする。

12　 問い合せ先　（公財）福岡市緑のまちづくり協会総務課経理係 嶋田　電話092-260-8814